

## 千葉県食品衛生推進員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第67条第2項の規定に基づく食品衛生推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定め、もって市民の食生活の安全確保に寄与することを目的とする。

### (委嘱)

第2条 推進員は、次に掲げる条件のいずれかを満たす者で、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 飲食店営業等の営業者又はその業務に従事する者
- (2) その他市長が適当と認める者

### (定数)

第3条 推進員の定数は、200名以内とする。

### (任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠推進員の任期は前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5条 推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 食品営業施設を巡回し、必要な助言等を行う。
- (2) 消費者からの食品衛生に関する相談に応じるとともに、助言等を行う。
- (3) 保健所事業への協力を行う。

### (責務)

第6条 推進員は、前条に規定する職務を遂行するうえで、知り得た飲食店営業者等の個人情報等を他に漏らしてはならない。

- 2 推進員は、市が主催する講習会を受講し、その職務を遂行するために必要な知識、技術等の習得に努めなければならない。

### (推進員の証)

第7条 推進員は、第5条に規定する職務遂行に当たっては、推進員の証（別記様式）を携帯し、関係人の求めに応じこれを提示するものとする。

### (解嘱)

第8条 市長は、推進員が第2条の規定に該当しなくなったとき、又は第5条に規定する職務若しくは第6条に規定する責務を適正に行うことが困難と認めたときは、任期中であっても解嘱することができる。

### (謝礼)

第9条 推進員の謝礼は、予算の範囲以内において支給するものとする。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、医療衛生部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。
- 2 平成17年度に委嘱する推進員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成20年3月31日までとする。

### 附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式（要綱第7条関係）

（表）

9 cm

千葉市食品衛生推進員の証			第 号
氏 名	年 月 日生	(写真) 3×2.5 cm	6 cm
委嘱期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
上記の者は、千葉市食品衛生推進員であることを証する。			
年 月 日			千葉市長
			印

\*写真には割印、証には契印を押印すること  
（裏）

千葉市食品衛生推進員設置要綱抜粋

（職務）

第5条 推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- （1）食品営業施設を巡回し、必要な助言等を行う。
- （2）消費者からの食品衛生に関する相談に応じるとともに、助言等を行う。
- （3）保健所事業への協力を行う。

（推進員の証）

第7条 推進員は、第5条に規定する職務遂行に当たっては、推進員の証（別記様式）を携帯し、関係人の求めに応じ提示するものとする。